



井原市こども計画

計画期間：令和7年～11年度

概要版



計画策定の趣旨

全国的に少子高齢化や核家族化、過疎化が進む中、こどもや若者を取り巻く状況として、いじめ・ひきこもり・孤立の顕在化などこどもの居場所をめぐる課題、ヤングケアラー・児童虐待や経済格差など家庭環境をめぐる問題、あるいは所得の不安定さを一因とした結婚を希望する若者の減少傾向など、さまざまな課題が指摘されています。

こうした状況に対応するため、国は令和5年に「こども基本法」を制定するとともに、すべてのこども・若者が、身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会、「こどもまんなか社会」の実現に向け取り組むこととしています。

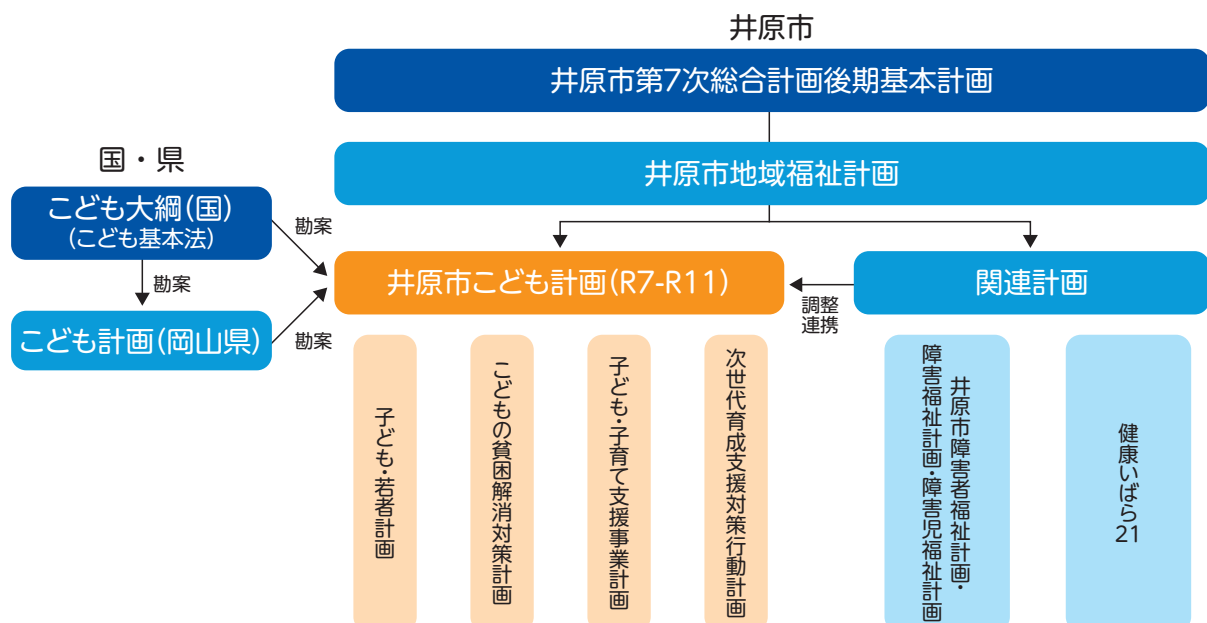
本市では、子育て・保育・教育の支援といった子育て家庭への支援とあわせ、次代を担うこどもたちが、個人として尊重され、切れ目のない支援を受けて、夢や希望をもって生きることがを支援するため、「いばら子 ぼっけえすくすくプラン（井原市子ども・子育て支援事業計画）」と、こどもたちの育ちを家庭・学校・地域全体で支えていくための取り組みの指針となる「市町村こども計画」とを「井原市こども計画」として一体的に策定します。

計画の性格・位置づけ

本計画は、「こども基本法」第10条の規定に基づく「市町村こども計画」であり、子ども・若者育成支援推進法に基づく「子ども・若者計画」、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律に基づく「こどもの貧困解消対策計画」を包含しています。

併せて、子ども・子育て支援法に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」である「いばら子 ぼっけえすくすくプラン 第2期井原市子ども・子育て支援事業計画」を継承した第3期井原市子ども・子育て支援事業計画と一体的に策定するものです。

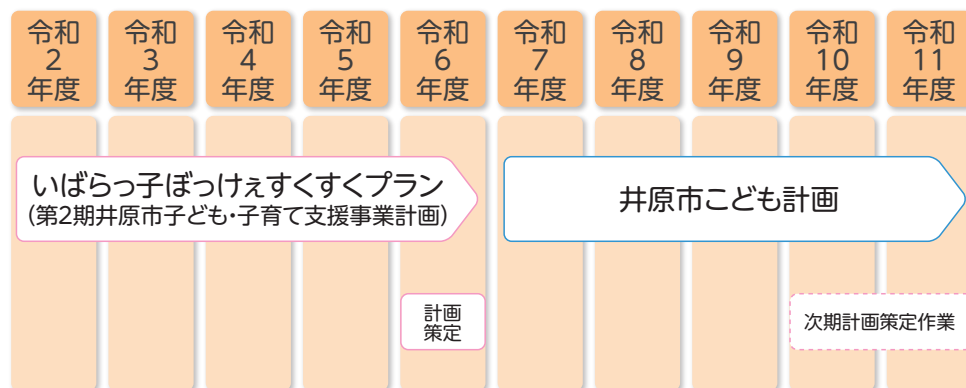
また、井原市第7次総合計画及び井原市地域福祉計画を上位計画として、関連計画との整合性を図ります。



計画の期間

本計画の計画期間は、令和7年度から令和11年度までの5年間とします。

なお、計画の実施状況は、毎年把握を行うとともに、子ども・子育て支援事業計画の内容については、計画内容と実態との乖離が見られる場合、計画の中間年において見直しを行うものとします。



計画策定の体制

- (1) 井原市こども計画推進協議会、子ども・子育て会議の開催
- (2) パブリック・コメントの実施

計画の推進体制

1 市の推進体制と進行管理

本計画は、関係各課、関係機関との連携を図りながら執行し推進します。

本計画の円滑な計画の推進を図るため、PDCA(計画・実行・評価・改善)に基づき、定期的に事業の評価を行い、施策の改善に努めます。

2 地域における取り組みや活動との連携

子育てを家庭だけでなく地域社会全体の問題として捉え、課題解決ができるよう行政をはじめ、家庭、学校・園、地域、企業や関係機関・団体がそれぞれの役割を認識し、連携をより一層強化し、計画の推進に努めます。

3 市民及び関係団体等への広報・啓発

本計画について、市民や関係機関・団体、事業所等に対して広報誌やホームページ等で広報を行うなど、計画内容について様々な機会を利用して周知に努めます。



基本理念 すべてのこども・若者が個人として尊重され、

基本目標1 こども・若者が健やかに育つまちづくり

すべてのこども・若者を権利の主体として認識し、こども・若者の最善の利益を図ることを第一に考える社会を目指すとともに、こども・若者が施策に関して意見表明しやすい環境を整えていきます。

自然体験・社会体験・運動・遊び・文化活動等、こどもの健全育成を促進し、こどもの豊かな社会性や人間性を育む活動の場を提供します。また、こどもの確かな学力の向上、豊かな心や健やかな体の育成に取り組み、こどもの生きる力を育成し、こどもが健やかに生まれ育つ環境づくりに努めます。

そして、進学・就職・結婚など重要なライフイベントが重なる青年期においては、若者の進学・就職・結婚における希望を叶えるための取り組みを行います。

基本施策(1) こどもの健全育成のための活動の推進

①こどもの権利の啓発と尊重 ②情報モラル教育の推進 ③文化・スポーツ活動団体の支援

基本施策(2) こどもの健やかな成長

①幼児教育の推進 ②心と体を育てる教育の充実、郷土愛・職業観を育む教育の推進
③思春期保健対策 ④次代の親の育成

基本施策(3) こども・若者の未来を応援する活動の推進

①少子化対策・結婚支援 ②若者の就労のための支援

基本目標2 こどもを安心して生み育てられるまちづくり

子育てに対する心理的・経済的負担を感じたり、仕事と子育ての両立の困難さを感じている保護者を支援するため、多様な子育て支援体制の充実を図り、こどもを安心して生み育てることができるまちを目指します。

母子保健・児童福祉・教育・医療など関係機関との連携を密にし、子育て支援体制をさらに充実させるため、こども家庭センターを設置し、妊産婦から子育て期の保護者に切れ目のない相談支援を提供します。

また、本市独自の経済的支援施策を継続するほか、増加傾向にある保育ニーズに対応するため、保育園の受け皿の整備や、一時預かりの充実など、子育て支援サービスの提供に努めます。

基本施策(1) 子育て相談体制の充実

①こども家庭センター等による相談体制の充実 ②情報提供体制の充実

基本施策(2) 多様な子育て支援サービスの充実

①乳幼児保育の充実 ②延長保育の充実 ③一時預かりの充実 ④休日保育の整備
⑤病(後)児保育の充実 ⑥幼稚園の3歳児教育の充実 ⑦幼稚園児の預かり保育の継続
⑧職員の資質及び専門性の向上 ⑨就学前教育・保育施設のあり方の検討

基本施策(3) こどもと親の健康づくり

①総合的なサービスの提供 ②母子保健事業の充実
③発達段階に応じた相談体制の充実 ④食育の推進
⑤小児生活習慣病予防の推進 ⑥不育治療費の助成
⑦小児救急医療の確保

基本施策(4) 経済的支援の充実

①医療費、教育費の負担軽減 ②保育料の負担軽減

基本施策(5) 共働きの支援と共育ての推進

①多様な働き方の実現 ②男女共同参画社会の実現



健やかに成長し、安心してこどもを生み育てられるまち・いばら

基本目標3 だれもが未来に希望の持てるまちづくり

心身の状況・置かれている環境に関わらず、すべてのこどもたちが幸せな状態で成長できるように、ひとり親家庭や要支援家庭、障害のあるこどもやその家族など、こども・若者・子育て家庭を支えるために、経済的な支援や養育支援等を充実させ、地域全体での子育てを支援します。また、ヤングケアラーや孤独・孤立など、多様な背景をもつこども・若者たちが抱える、それぞれ異なった悩みや問題に対処できるよう、相談体制を整えるとともに、きめ細かな支援を行います。

基本施策(1) 児童虐待・いじめ防止対策の充実

①児童虐待の未然防止対策 ②関係機関・地域との連携強化 ③いじめ問題対策の推進

基本施策(2) 障害児支援の促進

①障害児相談体制の充実 ②情報提供体制の充実 ③療育体制の充実 ④身体障害・知的障害児童年金等の支給

基本施策(3) ひとり親家庭等の自立支援

①ひとり親家庭等の経済的支援の充実 ②ひとり親家庭等の相談体制の充実

基本施策(4) 困難を有するすべてのこども・若者を孤立させないための取り組み

①こどもの居場所づくり ②ヤングケアラーに対する支援
③困難を有する若者への支援 ④こどもの貧困に関する支援

基本目標4 地域ぐるみで子育てのできるまちづくり

地域や関係機関と協力し、こどもを地域全体で育てていく環境の充実や、こどもを事故や犯罪等から守るための活動の推進を図ります。

また、豊かな自然環境の中で、こどもや子育て家庭が安全・安心に暮らすことができるまちを目指し、子育てに配慮した環境の整備、安心して定住できる環境づくりに努めます。

基本施策(1) 子育て支援のネットワークづくり

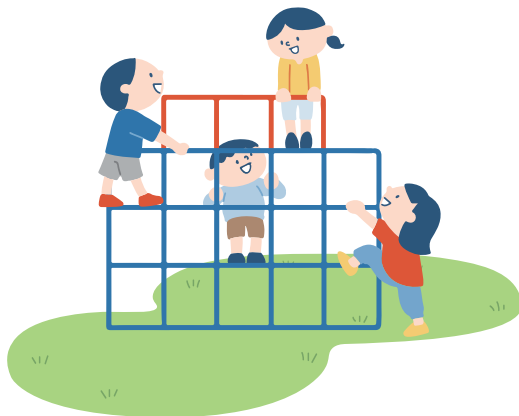
①地域社会全体の気運の醸成 ②地域子育て支援センターの充実
③子育て支援ネットワークの充実 ④子育てサポート事業の推進
⑤地域における子育て支援活動の充実

基本施策(2) 地域における子育て支援の体制づくり

①幼児教育学級・家庭教育学級等の充実
②放課後子ども教室等による交流・学習機会の提供
③地域における青少年の健全育成 ④母親クラブの充実
⑤子育てサポーターの養成
⑥放課後児童クラブの充実 ⑦児童会館・つどいの広場の充実
⑧保育園・幼稚園の地域開放

基本施策(3) 地域における子育て環境の整備

①子育てに配慮した環境の整備
②こどもの遊び場の確保と整備 ③住環境の整備
④社会基盤(道路・交通網、上下水道)の整備
⑤こどもの年齢に応じた交通安全指導・交通安全を確保するための活動の推進
⑥こどもを事故・犯罪・災害等から守るための活動の推進



教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制

【子ども・子育て支援事業計画】

子ども・子育て支援法に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画には、基本的記載事項として、乳幼児期における教育・保育施設について、及び地域の子ども・子育て支援事業について、5年間の計画期間における「量の見込み」、「確保の内容」、「実施時期」等を記載することとなっています。

本計画においては、各事業に応じて提供区域等を設定し、年度ごとの量の見込み及び確保方策を設定します。

教育・保育事業(保育園・幼稚園等)

【事業概要】

幼稚園は13か所あり、全ての園で3歳児教育を行っています(うち、1園は休園中)。

また、就労などの理由で標準時間を超えて保育を希望する家庭のために、預かり保育を11園で実施しています。

保育園は9か所あり、0歳から2歳児の乳幼児を保育する小規模保育事業所は3か所あります。

【提供区域】

教育・保育の提供区域は井原市全体で1区域とします。

【量の見込みと確保方策】

就学前教育・保育施設のあり方について検討委員会を設置し、体制の整備に努めます。

保育園は、保育料の無償化もあり、利用のニーズが高まっており、今後も保育士確保対策等を推進するなど、保育園の支援と保育ニーズの対応に努めます。

(単位：人)

1号認定

3歳～5歳の保育を必要としない認定区分

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み	145	140	120	100	80
② 確保方策合計	145	140	120	100	80
幼稚園	145	140	120	100	80
③ 差引(②-①)	0	0	0	0	0

2号認定

3歳～5歳の保育を必要とする認定区分

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み	487	504	467	468	443
② 確保方策合計	487	504	467	468	443
保育園	487	504	467	468	443
③ 差引(②-①)	0	0	0	0	0

3号認定

満3歳未満の保育を必要とする認定区分

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み	336	314	320	310	299
② 確保の内容	336	314	320	310	299
保育園	303	281	288	278	267
小規模保育事業所	33	33	32	32	32
③ 差引(②-①)	0	0	0	0	0

地域子ども・子育て支援事業

【提供区域】

地域子ども・子育て支援事業のうち、放課後児童健全育成事業については、小学校区の範囲を基本に児童を受け入れている実情から、提供区域を小学校区とします。

小学校区については、井原市立小学校のあり方の検討結果を踏まえて、区域設定についても検討していきます。

その他の事業については、井原市全体を提供区域としています。

事業名	事業概要	項目	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
乳児家庭 全戸訪問事業 (こんにちは 赤ちゃん事業)	乳児のいるすべての家庭を保健師が訪問し、子育て支援に関する情報の提供、親子の心身の状況や養育環境の把握、養育についての相談対応や助言を行う事業です。	量の見込み	人	186	186	186	186	186
		確保方策	人	186	186	186	186	186
養育支援 訪問事業	養育を支援することが特に必要と認められる児童・保護者に対して、養育に関する相談、指導、助言、その他の必要な支援を行う事業です。	量の見込み	人	33	33	33	33	33
		確保方策	人	33	33	33	33	33
妊婦一般 健康診査	妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊娠期間中の適正な時期に必要なに応じた検査を実施する事業です。	量の見込み	人	280	280	280	280	280
		確保方策	人	280	280	280	280	280
産後ケア事業 (産後ママあん しんケア事業)	産後1年以内の産婦と乳児に対して、産後の母体管理や乳房ケア、育児に関する相談などの利用料の一部を助成する事業です。	量の見込み	人	132	132	132	132	132
		確保方策	人	132	132	132	132	132
妊婦等包括 相談支援事業	妊婦・その配偶者などに対し、妊娠・出産・育児に関する不安や悩みが軽減できるよう、心身の状況や育児環境を把握し、子育てに関する情報提供や相談などを行い、必要な支援につなげます。	量の見込み	人	512	512	512	512	512
		確保方策	人	512	512	512	512	512
延長保育事業	保育園等に在籍するこども(2号、3号認定)を、通常の利用時間以外の時間において、延長して預かり、保育する事業です。	量の見込み	人日	3,700	3,700	3,500	3,500	3,500
		確保方策	人日	3,700	3,700	3,500	3,500	3,500
一時預かり事業 (幼稚園)	幼稚園在園児を対象とした、午後の定期的な預かり保育、又は緊急・一時的な利用については市内11園で実施しています。	量の見込み	人日	2,200	2,100	1,950	1,850	1,700
		確保方策	人日	2,200	2,100	1,950	1,850	1,700
一時預かり事業 (保育園)	理由を問わず、保護者がこどもを保育できないときに、保育園で一時的にこどもを預かる事業です。	量の見込み	人日	2,000	1,900	1,800	1,700	1,600
		確保方策	人日	2,000	1,900	1,800	1,700	1,600
乳児等通園 支援事業 (こども誰でも 通園制度)	保育園などに通っていない家庭の0歳6か月から3歳未満のこどもを対象に、保育園などの施設で、月10時間までの預かりを行う事業です。	量の見込み	人日	600	600	600	600	600
		確保方策	人日	600	600	600	600	600

事業名	事業概要	項目	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
病児・病後児 保育事業	保育園や幼稚園等に通園しているこどもが、病気や病気の回復期のために集団保育が困難で、保護者が家庭で保育できない場合に、医療機関や保育施設等に付設された専用スペースにおいて看護師等が一時的に保育する事業です。 (量の見込みは市内施設のみ)	量の見込み	人日	10	10	10	10	10
		確保方策	人日	10	10	10	10	10
地域子育て 支援拠点事業	公共施設や保育園、児童会館等の地域の身近な場所で、乳幼児のいる子育て中の親子の交流や育児相談、情報提供等を実施する事業です。	量の見込み	人日	18,400	17,800	16,900	16,000	14,900
		確保方策	か所	7	7	7	7	7
子育て短期 支援事業	保護者の疾病等の理由により、家庭において養育を受けることが一時的に困難になった児童を、児童養護施設等の施設に入所、又は里親などに委託して保護を行い、こども及びその家庭の福祉の向上を図る事業です。	量の見込み	人日	56	56	56	56	56
		確保方策	人日	56	56	56	56	56
利用者支援事業 (基本型)	こどもや保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じて相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。	量の見込み	か所	1	1	1	1	1
確保方策		か所	1	1	1	1	1	
利用者支援事業 (こども家庭 センター型)		量の見込み	か所	1	1	1	1	1
		確保方策	か所	1	1	1	1	1
放課後児童 健全育成事業 (放課後児童 クラブ)	保護者が仕事などで留守の家庭の児童を対象に、学校・家庭・地域の協力のもと、授業終了後や長期休暇中に適切な遊びや生活の場を提供し、児童の健全育成を図る事業です。	量の見込み	人	533	519	521	512	499
		低学年	人	394	385	387	381	376
		高学年	人	139	134	134	131	123
		確保方策	人	533	519	521	512	499

※人日：1年間における延べ利用人数



井原市こども計画 (概要版) 令和7年3月

■ 井原市子育て支援課

〒715-8601 岡山県井原市井原町311 番地1

TEL : 0866-62-9517 FAX : 0866-62-9310 HP : <https://www.city.ibara.okayama.jp>